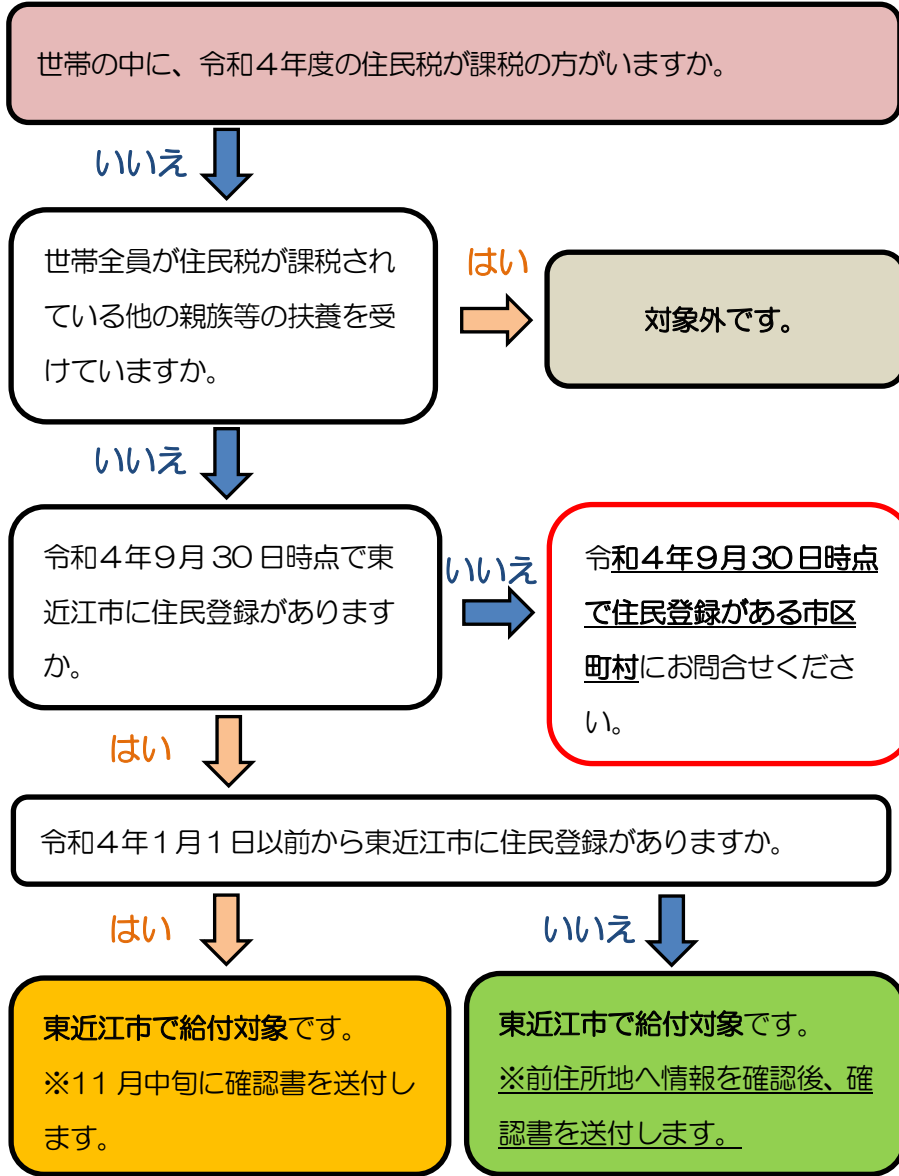
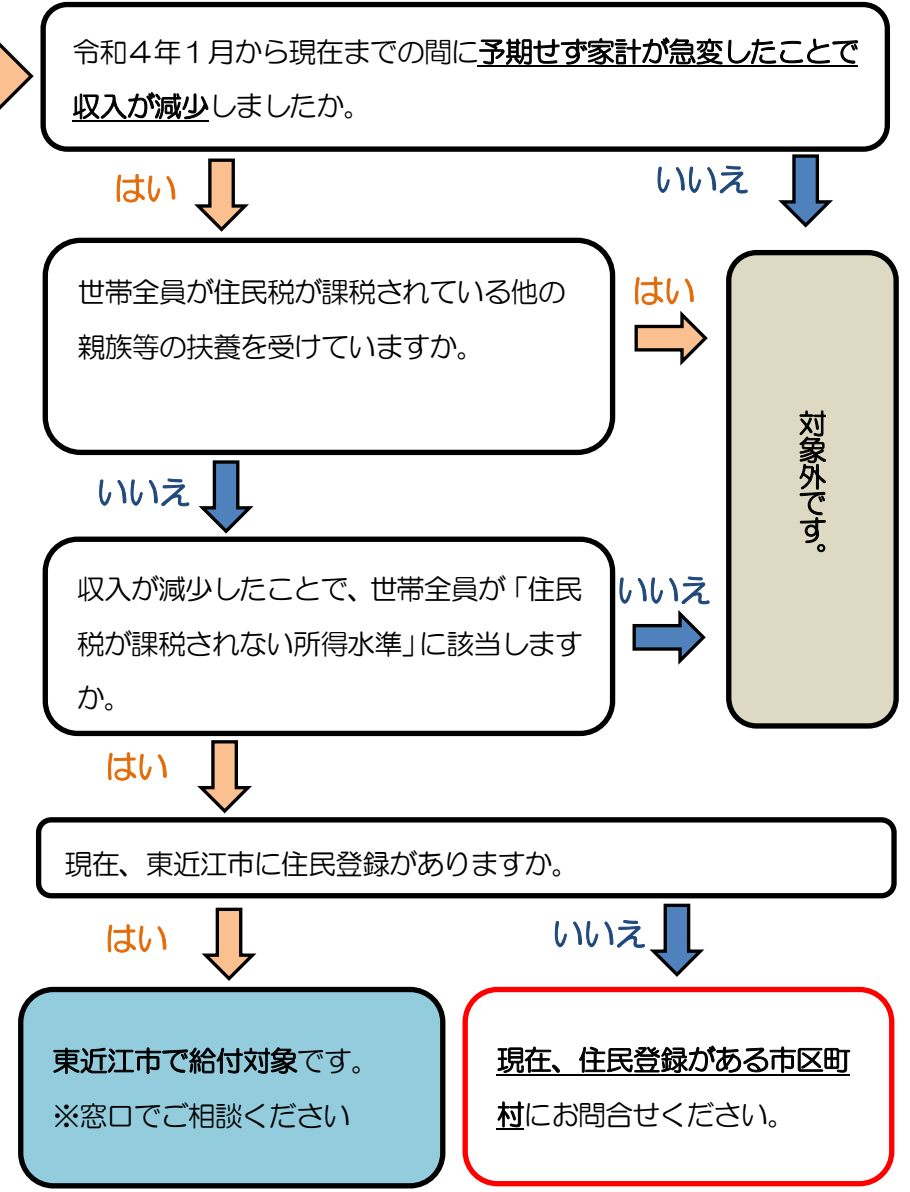


<電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象・対象外判別フロー図>

<[1] 住民税非課税世帯に対する特別給付金>



<[2] 家計急変世帯に対する特別給付金>



<イメージ図：家計急変世帯に対する特別給付金の判定について>

予期せず家計が急変したことによる収入減少

令和4年1月から
12月の間の任意の
1箇月の収入
×
12箇月



家計急変世帯の対象となる非課税相当収入限度額表

(表1)

扶養している親族の状況	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円

(表2)

障害者、未成年者、寡婦及びひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円
----------------------	------------	---------

注1 このイメージ図の限度額での「収入額ベース」は控除や経費等を減額する以前の額を、「所得額ベース」は収入から控除や経費等を減額した後の額を基準として算出した額のことを言います。

注2 表2に該当する世帯であっても、**3名以上扶養している場合は、表1の限度額を適用**します(例：表2の世帯で扶養者が3名の場合→表1の209.7万円が適用)。